

「表紙共18枚」

令和6年9月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和6年10月8日(火曜日) 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1番 石井照久	11番 原田文利
2番 中島浩司	12番 中島幸一郎
3番 飯田 隆	13番 平川 修
4番 穴井浩司	14番 横田秀喜
5番 河津祐二	15番 川津清則
6番 川良澄子	16番 井上俊勝
8番 湯浅正徳	17番 財津満寿光
9番 樋口虎喜	18番 梶原真悟
10番 高瀬義徳	19番 河津裕治

4 出席事務局職員

局長 木村和心 主幹(総括) 今田秀樹 主幹 武内義則 主幹 麻生純一 主査 藤原東託

9 月 定 例 総 会 議 事 日 程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件

第3号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請の件

第4号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件

第6号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第7号 10月調査委員の選任について

追加議案

第8号 農地法第5条の規定による許可申請の件

6 報告

第1号 農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく合意解約について

第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用集積等促進計画について

7 その他

(1) 委員活動報告

[報告者] (農業委員) 10番 高瀬義徳 委員

(農地利用最適化推進委員) 東有田②区域担当 大谷定治 委員

(2) 10月現地調査

[日時] 10月24日(木) 午前9時～ ※調査委員のみ

(3) 10月調査委員会

[日時] 10月29日(火) 午前9時～ ※会長・副会長・調査委員

(4) 10月定例総会

[日時] 11月7日(木) 午後2時～ [会場] 7階 大会議室

(5) 行事日程

10月8日(火) 令和6年度 農業者年金制度研修会 *全委員対象

10月25日(金) 第4回 役員会 *役員

(6) その他

- ・9月分 活動記録簿・農地利用最適化活動の記録メモの提出日
- ・9月分 戸別訪問聞き取り用紙・集計表の提出日

<p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまより定例総会を開会いたします。</p> <p>本日は、推進委員の高瀬俊和委員から、欠席のご連絡を頂いております。</p> <p>日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>また、会議に入ります前にお断りさせていただきます。</p> <p>議事進行上、発言される方は挙手をして、議長の指名の後に発言されるようお願いいたします。</p> <p>携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくかマナーモードにさせていただきますよう、再度確認をお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。</p> <p>会議規則第8条により、会長が会議の議長を務め、議事を整理することになっておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>改めまして、こんにちは。天気が悪い時に、ありがとうございます。</p> <p>中山間地の方では、もう早生系統は稲刈りが終わっております。また、こちらの平場の方が、ヒノヒカリ等が残っているということでございます。また、早生は前年並みということで、晩生型と言いますか、ヒノヒカリは虫等の被害があり、やや悪い、という状況でございます。</p> <p>また、9月17日の日に棕野市長への意見書の提出を行いました。</p> <p>現在の日田市農業の状況などの説明を行い、市長と意見交換を行いました。市長に、私たちが願うことは決まっております。農畜産物のトップセールスを、改めてお願いしたところでございます。</p> <p>それでは、着座いたしまして議事進行して参りたいと思います。</p> <p>会議規則第17条により、議事録署名委員は議長から指名させていただくことに異議はございませんか。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(異議なしの声)</p> <p>はい。 それでは今回の議事録署名委員を指名させていただきます。 2番 中島浩司委員、9番 樋口虎喜委員の二名の方をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、議案訂正がありましたら事務局お願いいたします。</p>
<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>はい。 今回、議案訂正はございませんが、追加議案がございます。 今、皆様のお手元に「追加議案」を配っているかと思えます。 追加議案ということで、第8号議案になりますが、5条の案件ですので、第4号議案の次に審議していただきたいと思えますので、よろしく申し上げます。 以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。 ありがとうございます。 では、早速議案の審議に入りたいと思えます。 今回の調査委員は、6番 川良澄子委員、10番 高瀬義徳委員、15番 川津清則委員の3名でございました。 調査委員長に6番の川良澄子委員、お願いしたいと思います。</p> <p>それでは川良委員、一言お願いいたしたいと思えます。</p>

<p>調査委員長 (川良澄子)</p>	<p>はい、こんにちは。 今月の調査委員長を務めた川良です。 9月24日に、10番の高瀬義徳委員と15番の川津清則委員と3人で農地の調査に伺いました。事務局からは事務局員が4人、全員で7名、曇りと晴れのような天気の中を調査して参りましたので、報告いたします。 詳細につきましては、事務局の方から説明がありますので、慎重なご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございました。 それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件、8件でございます。 事務局の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい。 それでは、議案書1頁、議案第1号 農地法第3条についてです。今月は8件の申請がありました。 番号42、大字有田〇と〇で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が合計6,173㎡です。 譲渡人は日田市有田町の〇さんで、譲受人は日田市有田町の〇さんです。高齢のために譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。スライドに行きます。県道日田玖珠線を有田小学校方面に進みまして、須ノ原台地の方に上がりました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。農地が広いので、3方向に分けて写真を撮っております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。こちらの現地では、農地が広いので、飼料作物の方を耕作されております。写真方向③の写真になります。 続いて、番号43、大字求来里〇で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が609㎡です。 譲渡人は日田市田島二丁目の〇さん、譲受人は日田市諸留町の〇さんです。譲受人の申し出に応じ、譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。スライドいきます。番号43と次の番号44</p>

は隣接地になりますので、位置については、同時に説明をさせていただきたいと思います。県道戸畑日田線を月出町方面に進みまして、元大原神社付近の赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。

続いて番号44、大字求来里〇で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が790㎡です。

譲渡人は日田市田島二丁目の〇さん、譲受人は日田市神来町の〇さんです。譲受人の申し出に応じ譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。番号43と場所は隣接していますので、説明は省略させていただきます。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現況の写真になります。

続いて番号45、大字三和〇で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が436㎡です。

譲渡人は、日田市秋原町の〇さん、譲受人は日田市清岸寺町の〇さんです。高齢のために譲り渡したい、譲り受けて規模拡大し採穂場をしたい、とのことでの申請です。スライドに行きます。番号45と次の番号46は近接地ですので、位置の説明は同時に行わせていただきます。三和小学校前の市道日ノ出藤山線を小野方面に進みまして、財津町公民館から山側に上がりました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。

続いて番号46、大字三和〇と〇で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が合計2,130㎡です。

譲渡人は日田市財津町の〇さんで、譲受人は日田市清岸寺町の〇さんです。仕事の都合により、農地の管理が困難になったため、譲り渡したい、譲り受けて規模拡大し採穂場をしたい、とのことでの申請です。先ほどの番号45と隣接の農地になるため、位置の説明は省略させていただきます。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。農地が広いので、南北で写真を撮っております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真になります。

続いて番号47、大字三和〇他3筆で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が合計689㎡です。

譲渡人は日田市財津町の〇さんで、譲受人は日田市財津町の〇さんです。仕事の都合により、農地の管理が困難になったため、譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。スライドに行きます。三和小学校前の市道日ノ出藤山線を小野方面に進みまして、竜体山公園入口付近の赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。面積が広いので、3方向に分けて写真

<p>調査委員長 (川良澄子)</p> <p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>を撮っております。北から撮りました写真方向①の写真になります。南側から撮りました写真方向②の写真になります。最後に写真方向③の写真になります。</p> <p>続いて番号48、天瀬町出口〇で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が1,002㎡です。</p> <p>譲渡人は日田市大山町の〇さん、譲受人は日田市天瀬町の〇さんです。転居により住宅及び農地の管理が困難になったため、譲り渡したい、農地を譲り受けて、新規就農、家庭菜園として管理したい、とのことでの申請です。県道天瀬阿蘇線を塚田温泉方面に進みました見折谷集落の西側にあります赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。農地が広いため写真を2つに分けて撮っております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真になります。</p> <p>続いて番号49、大字夜明〇で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が182㎡です。</p> <p>譲渡人は日田市上野町の〇さんで、譲受人は日田市玉川三丁目の〇さんです。相続人がいないために甥に譲り渡したい、譲り受けて新規就農、家庭菜園として管理したい、とのことでの申請です。国道211号を宝珠山方面に進みまして、大肥郷ふるさと農業振興会さん近くの赤い丸のところが農地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現況の写真になります。</p> <p>それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長から、ご意見をいただこうと思います。</p> <p>今言われたところを全部調査して参りましたが、なかなかですね、荒廃地になっているところなどは、境い目がはっきり判らないというところもありまして、私たちも近くまで寄って見て回りましたが、今から先、耕作するなら、いいんじゃないかな、と私は思っております。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それではチェックシートについてです。資料No.1の1から2ページが、農地法第3条についてになっております。すべてに該当しないことが条件です。書類審査、現地確認では、該当しないことを確認しています。</p> <p>議案第1号は、以上です。</p>
---	--

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 事務局の報告、それに加えまして調査委員長の報告にあるように、許可との結論でございます。 皆さんの中で何かあればご発言いただきたいと思います。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。 無かったら、この件につきまして別紙チェックシートの通り、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 ご承認いただきましょうか、ご賛同いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ご賛同いただける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 賛成多数ですので、第1号議案は原案通り決定いたしました。 引き続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件、1件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>

<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>はい。 私から、議案書5頁、議案第2号 農地法第4条の申請について、説明いたします。 今月は1件の申請が出ています。 番号19、申請地は大字庄手〇の第3種農地です。地目は登記簿・現況ともに田、面積は269㎡です。 申請人は三重県伊勢市の〇さんです。申請理由は、住宅用地として使用したい、とのこと。 こちらの案件は、土地の一部に、昭和45年ごろに建設されている倉庫があるため、追認の案件となりますので始末書を徴取いたします。場所の説明です。国道212号、玉川バイパス、日ノ隈交差点を過ぎ、左折し、約50mほど進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真を3枚に分けております。写真方向①の住宅建設予定の農地の写真です。写真方向②、追認の建物となります。写真方向③、追認の建物の裏側の写真となります。 以上、4条は1件となります。</p> <p>それでは現地調査にご同行いただいた調査委員長から、ご意見をいただこうと思います。</p>
<p>調査委員長 (川良澄子)</p>	<p>この場所に確認に行きましたけど、土地の中に建物が建っているという状態で、ここに車が1台ありましたけど、本人が三重県の方に居られて、こっちの方に居ないとのことで、確認だけさせていただきました。それで追認案件として出てますので、是正していただきたい、と思っております。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>ありがとうございました。 それでは、チェックシートについてです。資料No.1の3から4頁が、農地法第4条についてになっています。すべてに該当しないことが条件です。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p>

<p>(石井照久)</p>	<p>事務局の議案説明及び調査委員長の説明にあるように、追認ということでございます。 皆さんの中で何かあればご発言いただきたいと思います。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。 無ければ、この件につきまして、別紙チェックシートの通り、農地法第4条第2項及び第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご承認いただけますでしょうか。 ご賛同いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ご賛同いただける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。 ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第2号は、原案通り許可相当といたします。</p> <p>続きまして6頁です。</p>

<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>議案第3号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請の件、1件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p> <p>はい。</p> <p>議案書6頁、議案第3号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請の件についてです。 今月は1件の事業計画変更申請がありました。</p> <p>番号1、申請地は日田市大字花月〇の第2種農地です。地目は登記簿・現況ともに田です。面積は316㎡です。こちらの案件は、令和4年7月8日付けて、5条許可を出していますが、中津日田道路の公共工事に伴う業者変更による申請となっております。</p> <p>当初の申請名は、〇さんとなっておりますが、業者変更により、〇さんに変更となる申請になります。場所の説明です。国道212号を小野方向へ進み、日田市立戸山中学校手前の赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。</p> <p>以上、農地法第5条の規定による事業計画変更申請は、1件となります。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい。</p> <p>ただいま事務局より説明がございました。</p> <p>この件につきまして何か質問ある方おられますか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは、事業計画変更でよろしい農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。 推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。 全員賛成でございますので、計画を変更いたしたいと思います。 続きまして7頁、農地法第5条の規定による許可申請の件、6件でございます。 事務局の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (藤原束託)</p>	<p>はい。 議案書7頁、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の件についてです。 今月は6件の申請がありました。 番号29、申請地は大字日高の第3種農地です。地目は、○が登記簿 田、現況 畑、○が登記簿・現況ともに田です。2筆の合計面積は2,326㎡です。 譲渡人は、○の所有者が下井手町の○さんと○さんともに、2分の1の共有名義です。○の所有者が下井手町の○さんです。譲受人は三芳小淵町の○さんです。申請理由は、資材置場として使用したい、ということです。場所の説明です。日田市立三芳小学校裏の市道駅北三芳線から入った赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。地番ごとに写真を撮っています。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。 続きまして番号30、申請地は大字渡里○の第3種農地です。地目は登記簿・現況ともに田です。面積は1,586㎡です。</p>

譲渡人は上手町の〇さんです。譲受人は上手町の〇さんです。申請理由は、駐車場用地として使用したい、とのことです。場所の説明です。昭和学園高等学校から日ノ出第一交差点へ進み、その途中にある日田リハビリテーション病院さん横の赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。

続きまして番号31、申請地は前津江町大野〇の第2種農地です。地目は、登記簿 田、現況 宅地です。面積は584㎡です。こちらの案件は貸借での申請となっております。

貸人は前津江町大野の〇さんです。借人は前津江町大野の〇さんです。こちらの農地は、すでに作業所兼資材置場として使用しているため、追認の案件となりますので、始末書を徴取いたします。場所の説明です。県道日田鹿本線を前津江振興局方面に上がっていく途中を左折した赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。

続きまして番号32、申請地は天瀬町出口〇・〇・〇計3筆の第2種農地です。地目は〇が登記簿・現況ともに畑、〇・〇が登記簿 田、現況 畑です。面積は、3筆合計で2,642㎡です。こちらの案件は貸借での申請となっております。

賃貸人は天瀬町出口の〇さんです。賃借人は大分市の〇さんです。申請理由は、送電線工事資材置場用地として使用したい、とのことです。場所の説明です。崔本砕石有限会社さんから東へ約1.2キロほど進んだ天瀬町出口 見取地区集落手前の赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。農地が広いため、写真を3枚に分けております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。写真方向③の写真です。

続きまして番号33、申請地は大字西有田〇の第3種農地です。地目は登記簿 田、現況 畑です。面積は546㎡です。こちらの案件も貸借での申請となっております。

賃貸人は、中尾町の〇さんです。賃借人は上手町の〇さんです。申請理由は、駐車場及び資材置場用地として使用したい、とのことです。場所の説明です。日田市立北部中学校横の市道豆田西有田線を北に進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。

続きまして番号34、申請地は大字高瀬〇と〇の第3種農地です。地目は登記簿・現況ともに田です。面積

	<p>は2筆合計で2,549㎡です。</p> <p>譲渡人は、○の所有者が誠和町の○さんです。○の所有者が高瀬本町の○さんです。譲受人は田島二丁目の○です。申請理由は、○用地として造成したい、とのこと。場所の説明です。日田市立高瀬小学校裏の市道黒岩捨て平線を進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。地番ごとに写真を撮っています。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。</p> <p>こちらの案件は、隣接地である大字高瀬○・○・○・○・○・○の所有者からの同意が得られていないため、○から同意を得られなかった「経過書」を提出していただいております。また、今回、現地調査を行い、調査委員と、農地法である立地基準・一般基準をすべて満たしており、隣接の農地に影響がないことを確認しております。</p> <p>以上、5条は6件となります。</p> <p>それでは現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。</p>
<p>調査委員長 (川良澄子)</p>	<p>ただいま説明のありました○用地のところは、道を挟んで手前と奥にありましたが、周りの人たちの同意が取れていない所があるということですが、「経過書」が出ているということですが、</p> <p>それと他のところは、行ってみると、とにかく荒廃地が多いため、境等がはっきりしてなく、それと大野の方は、今、もう建物が建っているということで、申請者本人は居ませんでしたけど、私たちが調査に行つて、申請許可が出ていない所に建物が建っているところなど、ちゃんと確認が出来ております。</p> <p>以上です。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、チェックシートについてです。資料No.1の5頁から8頁が、農地法第5条についてになっています。すべてに該当しないことが条件です。</p> <p>以上です。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。 ありがとうございます。 事務局の議案説明及び調査委員長の説明にあるように、追認が1件ということでございます。 皆さんの中で何かあれば、ご発言いただきたいと思います。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、諫山委員どうぞ。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>農地委員の諫山です。 30番の駐車場用地ですが、面積が結構広いんですけど、個人での駐車場ですか、何か他に利用目的があるのか、そういうところはわかりますか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局お願いします。</p>
<p>事務局 (藤原束託)</p>	<p>はい。 こちらが、○の駐車場となります。 現在、こちらの東側の下に車が停まっているんですけども、ここを借りて使用しております。 こちらの方が、雨が降ると水浸しになるということで、こちらの赤で囲っている申請地を駐車場に変更するという申請になっております。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>諫山委員、よろしいですか。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>何か他にございませんか。</p>
<p>推進委員 (中嶋ひとみ)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>中嶋委員、どうぞ。</p>
<p>推進委員 (中嶋ひとみ)</p>	<p>西有田地区の中嶋です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>33番の案件なんですけども、ちょっと質問なんですけど、これ、地目は畑になってますよね。ずっと耕作をしてないのは、見ていたんですけども、こういった場合は、貸し借りなので、また戻すときには畑に戻すってようなことになるんですか。それとも、もう駐車場ってすれば、何かコンクリートかなんかで埋めちゃうんでしょうか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ちょっと、そここのところを聞きたかったんですけども、よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局、よろしいですか。</p>

<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>はい。 この場所なんですけど、一時的に使うのであれば、一時転用で提出していただいております。 今回は5条の申請となりますので、ほぼ永久的に駐車場用地・資材置き場用地としての申請となっております。 以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>中嶋委員、よろしいですか。</p>
<p>推進委員 (中嶋ひとみ)</p>	<p>はい、解りました。</p>
<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>いいですか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。 樋口委員どうぞ。</p>
<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい。 34番。○ですかね。 市道挟んで両サイドに○が何か移転するような形になってるみたいですが、隣接同意が得られてないということが、ちょっと引っかけますが、もう隣接同意無しのみままで建物を建てると、農業委員会には関わってこないかしれんですが、近隣の農地の方とトラブルになるんじゃないかな、というような感じがしてお</p>

<p>議 長 (石井照久)</p> <p>事務局長 (木村和心)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ります。と言いますのも、やはり〇は、農業委員会もそうですけど、法的には隣接同意は要らないですけど、道義的に隣接同意を取ってください、という指導をするような、〇は立場にある、そういった立場にあるところが、民間に指導していく立場にある〇やら、農業委員会がですね、自ら、それを犯すようなことで大丈夫かなあ、というようなことですけど、〇の見解とか、その辺りが判ればですね、おそらく取らないといけないように、多分なるかな、というような感じがありますけど、大丈夫でしょうか。</p> <p>事務局、よろしいですか。</p> <p>はい。</p> <p>この件に関しては、〇と何度も協議をしたところでございます。</p> <p>農業委員会事務局といたしましては、極力取ってください、ということをお願いをしてきました。〇が、隣接農地地権者に、もう何度も戸別訪問に行って、多い人には10回は行った、と言っていました。その中で、本当は、〇に賛成であるが、特定の隣接地権者の人がどうしても声が大きくて、その人に遠慮して「同意書」を書けないという方もいらっしゃる、ということが解りましたので、今回は、多くの方の隣接の「同意書」が取れておりませんが、議案として挙げております。</p> <p>先ほど樋口委員もおっしゃったように、国の見解も、一般基準・立地基準を確認するために必要な書類でなければ、一律に求めるべきではない、ということでございますので、事務局としては、許可ができるんじゃないかということで、議案に上程させていただきました。</p> <p>以上です。</p> <p>はい。</p> <p>樋口委員よろしいですか。</p>
--	--

<p>11番 (原田文利)</p>	<p>はい。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>原田委員、どうぞ。</p>
<p>11番 (原田文利)</p>	<p>はい。 11番 原田です。 関連ですけれども、農業委員会としての考えはいいんですけども、こういった都市計画区域での開発ですね、3,000㎡以上超えたら県の許可、1,000㎡以上を超えたら、土地の開発協議ということで市の協議は要るんですけども、その辺も、〇が施工主体となれば、その手続きは要らないんですか。 開発に対するトラブル防止のために、それで作ってるんですけど、〇がやる場合は、不要かどうか、ということを確認したいです。</p>
<p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>はい。 開発協議ですね、こちら日田市環境保全条例16条により、1,000㎡を超える土地開発の場合は、開発協議が必要になりますが、その後の19条にですね、適用除外ということがありまして、このまま読みますと、国、地方公共団体及び規則で定める公社等が行う事業、こちらは適用除外となります。 今回、〇が行う事業ですので、開発協議が適用除外となっております。 以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>原田委員、よろしいですか。</p>

<p>11番 (原田文利)</p>	<p>はい。</p>
<p>14番 (横田秀喜)</p>	<p>はい。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>横田委員、どうぞ。</p>
<p>14番 (横田秀喜)</p>	<p>14番 横田です。 今、事務局から説明があったか無かったか、ちょっと覚えてないんですが、私どもの地区でも自治会連合会ってというのが、各自治会長さんで集まっています。 ここの振興協議会というのも、多分あるかと思うんですけど、そこら辺りの同意というか、コンセンサスはどうなってるんでしょうか。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>局長、よろしいですか。</p>
<p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>はい。 ○に確認いたしましたところ、高瀬地区振興協議会、それから高瀬本町自治会長、それから高瀬地区自治会長会、それから水利組合、それから○ですね、こちらにはもう説明済みということで、意見は無かったというか、反対意見は無かったということでお聞きしております。</p>

<p>14 番 (横田秀喜)</p>	<p>すいません。 同意をいただいているということで、いいんですね。</p>
<p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>そうですね。 はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>よろしいですか。 はい。 他にございませんか。 はい無かったら、この件につきまして、別紙チェックシートの通り、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 ご承認いただけますでしょうか、ご賛同いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 推進委員の方、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。 ありがとうございます。 全員賛成でございますので、議案第4号は全員賛成でございますので、原案通り許可相当といたします。 調査委員長、これで以上でございますので、一言お願いいたします。</p>

<p>調査委員長 (川良澄子)</p>	<p>慎重審議、ありがとうございました。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは、追加議案です。 議案第8号という形で上げております。農地法第5条の規定による許可申請の件、1件でございます。これは前回、私の方が取り下げをいたした関係でございますので、ご審議の方、お願いしたいと思います。 それでは、事務局説明の方、お願いいたします。</p>
<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>はい。 皆様、先ほど最初に説明しましたとおり、お手元に定例総会追加議案を別に置いております。チェックシートの方は、今日お配りしたチェックシートの一番最後に付けておりますので、今、会長が言いましたとおり、前回の小迫の案件になりますので、その後の、申請を受け付けた内容でございます。よろしく申し上げます。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>追加議案、議案第8号 農地法第5条についてです。 番号35、申請地は大字小迫の第3種農地です。地目は登記簿・現況ともに畑です。面積は348㎡です。譲渡人は小迫町の〇さんです。譲受人は小迫町の〇さんです。申請理由は、住宅用地として使用したい、とのこと。こちらの申請は9月9日の総会で取り下げになった案件になります。場所の説明です。小迫町公民館から市道渡里山田線を日田市立朝日小学校方向へ進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。写真を2枚に分けております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。 9月総会で、住宅敷地内に住宅進入路部分は分筆が必要ではないか、とのご指摘をいただき、大分県農林水産部 水田畑地化・集落営農課 管理農地班に確認したところ、「転用後、個人の土地の中に道路部分や進</p>

<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>入路を造るのに、分筆は必要ない」との回答をいただき、住宅進入路の道路幅に関しましても、建築住宅課に確認し、問題無いとの回答をもらいました。現地の農地部分である道に関しても、所有者にアスファルトを半分剥いて農地に戻していただき、再度、許可申請の提出になります。</p> <p>以上、追加議案の農地法第5条の規定による許可申請書の件、1件となります。</p> <p>事務局からですけれども、この件に関しまして、前回総会の際に、事務局の方の説明の手順が悪く、進入路の件を終始説明してしまったというところがあります。</p> <p>今回も、申請者の意向は、農地一筆を宅地一筆に転用したい、ということでもあります。</p> <p>また、現地調査の流れの中での、調査委員と事務局との意見の齟齬などもありましたので、そういうところも、今後改善していきたいと思っております。</p> <p>改善策としては、現地調査で疑義が生じた場合、その現場で調査委員3名と事務局員が集まり、その現場で意見統一を図る。現地での協議で意見が割れた場合や、また、今回のようにですね、県に確認して分筆の必要が要るのか、要らないのか、というようなこととか、その他の情報とか法的な根拠とか、そういった材料が必要な場合は、その数日後に行われる調査委員会で協議する。</p> <p>今回の場合は現地調査で内容的に不具合があるということで、申請者の方に事前にお話をしましたところ、調査委員会前に、申請者の方が取り下げた、という案件でございましたので、7月の現地調査のあとの調査委員会では、報告しておりませんでしたので、今回のように、取り下げを求める必要があるような案件の場合は、調査委員会でも、その旨報告して、申請者側に連絡するようにする。</p> <p>また、今回、7月の調査委員と、8月の調査委員の方に、引き継ぎ事項というか、そういうこと等を事務局の方で行っていなかったということもありますので、月を数ヶ月跨いで再申請という案件もありますので、過去に一旦取り下げ等が行われた再申請の案件については、その再申請のときの現地調査に入ります調査委員へ、内容説明を丁寧に行う、というような、当たり前のことなんですけれども、事務局の方で怠っていたことを、今後改善していきたいと思っておりますので、大変申し訳ありませんでした。</p> <p>今回の件、先ほど藤原の方からも説明ありましたように、宅地としての申請でございますので、よろしく</p>
-----------------------	---

	<p>お願いします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 それでは、今、事務局の方から説明がございました。 この問題に対しましてですね、皆さんの中で何かあれば、ご発言をいただきたいと思います。</p>
<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>樋口委員、どうぞ。</p>
<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>今回の申請は、全部、宅地申請ですので、問題は無いと思うんですけど、家を建てるときに、道路になっておるところを、許可後、延ばしても、向こうの家のところには道があると思いますので、そうすると、個人の道路を他人に通らせるというような、そういった寛大な気持ちで、この申請書はされるのかなと思うんですけど、そういった理解でよろしいでしょうか。 もう他の人には通らせないとか、もう誰でも通れるような道になるけど、個人の土地を通るというようなことになるということで、よろしいでしょうか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。 事務局お願いします。</p>
<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>はい。 この道路についてですけれども、今回の許可としては進入空間と、駐車空間というか、そのスペースだけ</p>

<p>議 長 (石井照久)</p> <p>9 番 (樋口虎喜)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ですので、その後は、そういったことも有り得るかもしれないんですけども、あくまでも、今回は宅地としての取り扱いということです。</p> <p>先ほどちょっと説明が一点足りなかったんですけど、皆様の机の上に、令和4年4月5日付の「農地転用手続きの運用に係る課題について」という国からのお達しというか、文書を参考に置いておりますので、例えば、今、樋口委員がおっしゃったように、今回は、この筆が宅地としての取り扱いになるんですけども、ここを申請者さんが、将来、親族等が上に居るので道を繋げるという行為を、最初から考えて、道路と宅地部分を分けて作るといった場合は、分筆を将来的にする必要はあるのかもしれませんが、それも使い方なんですけれども、例えばそういった場合に、農業委員会での許可を出す段階では、分筆をする必要がない、ということで、この取り扱いの中で謳われております。</p> <p>ただし、今、樋口委員が言われたように、将来的に、もし道路を使うということで、そこの登記の関係とかで分筆が発生する場合がありますので、そういったことを事前に農業委員会の方は説明する必要があるということは、これに書かれております。</p> <p>ただ今回は、申請者の意向で、あくまでも全体を宅地として利用するということですので、そこまでの指導はしておりません。</p> <p>樋口委員、一応そういうことでございます。</p> <p>はい。 この申請は、もう問題無いと思います。</p> <p>はい、ありがとうございました。 他にございますか。 はい、それでは、他には無いようでございますので、この件につきまして、別紙チェックシートのお</p>
---	---

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>り、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。 ご承認いただきましょうか。 ご賛同いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい。 ありがとうございます。 ご賛同いただける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。 ありがとうございます。 全員賛成でございますので、議案第8号は、原案通り許可相当といたします。 続きまして議案第5号です。 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件、再設定5件、解除条件付き新規1件・再設定2件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>はい。 議案第5号の農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農業農地利用集積計画の農業委員会決定の件でございます。こちらの方は、再設定が5件と、解除条件付きが新規1件、再設定が2件ということでの申請となっております。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>説明は以上でございます。</p> <p>それぞれの委員のエリアにおいて、ご確認をお願いしたいと思います。 問題があれば、挙手をしてご発言願いたいと思います。 よろしいですか。 はい。 よろしいですね。 計画要請の内容は、別紙チェックシートのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各項及び基本構想の各要件を満たしていると考えます。 ご意見が他に無かったら、ご承認いただきましょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。 承認いたしたいと思います。 続きまして14頁です。 議案第6号 現況証明書（非農地証明書）の発行について、5件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>はい。 それでは議案書が14頁、議案の第6号 現況証明書の発行について、でございます。 今月は、5件申請がございます。 まず、番号24が天瀬町女子畑〇で、登記簿は田、現況は雑種地、面積は1,352㎡です。 申請人は大字庄手亀川町の〇さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するためです。場所でご</p>

ございますけども、県道岩戸五馬日田線で旧台小学校前を通過しまして、途中、市道中線に左折しまして、漆原地区の赤丸で示したところでございます。航空写真で見ますと、このようになっております。次が拡大した航空写真で、赤い線が申請地となっております。字図でございます。写真方向①と②から撮影しました。まず、①の現況写真です。続きまして、②の現況写真です。この申請地は令和4年の3月8日開催の定例総会で、非農地判断として報告した土地となっております。笹・竹や雑草が繁茂している状況でございました。

続きまして番号25、大字友田〇他1筆で、登記簿は畑と田、現況は宅地、面積は合計183㎡となっております。

申請人は北九州市小倉北区の〇さんです。申請理由は、現況に合わせ地目を整理するためでございます。場所の方ですが、光岡小学校の西隣にあります光岡公民館前の赤い印の場所となっております。航空写真で見ますとこのようになっております。続きまして拡大した航空写真で赤い線が申請地でございます。字図です。写真方向を①と②から撮影しました。①の写真です。続きまして②の写真です。プレハブ風の建物があり、税の課税上は昭和40年に新築となっております。こちらは、発行基準の5、すでに農地または採草放牧地以外の土地となっていることが明白であり、非農地化後20年以上経過したものに該当するものでございます。

次に番号26、大字三和〇他1筆、登記簿はどちらも田、現況は宅地、面積は278.82、㎡です。

申請人は大字三和清水町の〇さんです。申請理由は、農地法の許可を受けて転用しましたが、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したためです。場所は、国道212号を北上し、大分県済生会日田病院を通過し、三和団地入口三差路手前を右折した赤い印の場所でございます。航空写真で見ますとこのようになっております。こちらが拡大した航空写真です。字図です。写真方向①と②で撮影しました。①の現況写真です。②の現況写真です。この申請地は、平成9年7月10日 日田局農振第35-6号で5条許可を受けたものです。転用目的は住宅用地で、目的通り転用されております。発行基準の2 農地転用許可申請書に記載した目的通り転用され非農地化した土地に該当するもの、でございます。

次に、番号27、前津江町大野〇で、登記簿は原野、現況は山林、面積は2,350㎡でございます。

申請人は前津江町大野の〇さんです。こちら、登記簿は原野でございませうけども、課税地目が田であるため、農業委員会の証明が必要とのことでの申請でございました。場所でございますけども、県道西大山大野日田線で、前津江町振興局前を通過し、市道座目木線に入って、座目木橋の手前にある赤い印の場所でございます。航空写真で見ますと、このようになっております。こちらが拡大した航空写真で、赤い線で囲んだところが申請地です。字図となっております。写真を①から③で撮影しました。①の写真です。続いて②の写真です。最後に③の写真です。30年生以上の杉山となっております。こちらは発行基準の5、すでに農地または採草放牧地以外の土地になっていることは明白であり、非農地化を20年以上経過しているもの、に該当するものです。

最後に番号28、大字夜明〇で、登記簿は畑、現況は山林、面積は166㎡です。

申請人は上野町の〇さんです。先ほど3条の申請がありましたNo.49のすぐ近くの場所でございます。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するためです。場所は国道211号を北上し、申請地の大肥川の対面には元JR今山駅があり、近くには釘原公民館がある赤い印の場所となっております。航空写真で見ますと、このようになっております。続いて拡大した航空写真です。赤い印が申請地です。字図でございます。写真方向を①から②③と撮影しました。まず①の写真です。続きまして②の写真です。③の写真です。①で写しました手前の方は良好でございますが、奥の方は太い竹等が見られていました。こちらは、発行基準の4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地、に該当するものでございます。

以上の案件につきまして、地区ご担当の推進委員さんからご意見をいただこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず番号24、天瀬町中川地区の高瀬推進委員さんでございますが、本日は体調不良でお休みしています。高瀬委員さんとは9月20日金曜日に現地確認をしまして、非農地と確認をいたしたところでございます。

続きまして番号25、光岡地区の伊藤推進委員さん、よろしくお願いいたします。

<p>推進委員 (伊藤武士)</p>	<p>光岡担当の伊藤です。 物件につきましては、建物は20年以上っていうカタチが見られたので、非農地として承認してもいいんじゃないかと、私は思いました。 以上です。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>続きまして、三花・小野地区の諫山推進委員さん、お願いします。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>農地委員の諫山です。 平成9年の申請通り、宅地としてされておりますので、問題無いと思います。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>はい。 続きまして前津江地区の佐藤推進委員さん、お願いします。</p>
<p>推進委員 (佐藤学)</p>	<p>前津江の佐藤です。 現地、確認しました。 そここのところだけ木が立ってますが、もともと周りにずっと木が立ってまして、杉を倒したので、そこが見えるようになったんですが、後程、また、そこは木を植えるそうですので、もうこの木が小さくて伐れなかったみたいで。20年以上経ってますし、農地の復活は不可能なので、非農地証明は妥当だと思います。 以上です。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>はい。 続きまして、夜明地区の森山推進委員さん、お願いします。</p>

<p>推進委員 (森山周次)</p>	<p>現状がですね、隣に竹林がありまして、その影響で竹が生い茂るとるとというような状況です。 現状としては、もう耕作地としては不向きなように思われます。 どうぞよろしくをお願いします。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>ありがとうございました。 事務局からの説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい。 ありがとうございました。 議案第6号、現況証明書（非農地証明書）の発行について、でございます。 何かございますか。 ある方は挙手をしてお願いいたします。 ありませんか。</p> <p>はい。それでは議案第6号 現況証明書（非農地証明書）の発行について、です。 承認いただきましたので、現況証明書を発行いたしたいと思います。 議案第7号です。 10月調査委員の選任についてでございますが、日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第3条の規定に基づき選任するものでございます。 私の指名でよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それではですね、指名いたしたいと思います。 5番の河津祐二委員、11番 原田文利委員、13番 平川修委員の3名の方をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、次に報告に入りたいと思います。</p> <p>(事務局から報告・その他 日程等説明後終了)</p>
-----------------------	---

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和 6年 11月 7日

議 長 会 長

署 名 委 員 2 番

署 名 委 員 9 番